

議案第5号

十勝環境複合事務組合理約の一部改正の件

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝環境複合事務組合理約を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

十勝環境複合事務組合理約の一部を改正する規約

十勝環境複合事務組合理約の一部を次のように改正する。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(事務の承継)

第17条 組合の解散があつた場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継する。

附 則

この規約は、北海道知事の許可のあつた日から施行する。

説 明

十勝環境複合事務組合理約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

十勝環境複合事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>第5章 雑則</u> <u>(事務の承継)</u> <u>第17条 組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継する。</u> <u>附 則</u> <u>この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。</u></p>	